

適合性審査における基準地震動評価の全面見直し及び 原子力災害対策指針見直しを求める要請書

原子力規制委員会委員長 田中俊一様

2014年5月14日

サヨナラ原発福井ネットワーク

福井から原発を止める裁判の会

反原発福井コラボレーション

福福ネット

連絡先：越前市瓜生町51-2-7

090-7083-8921

(サヨナラ原発福井ネットワーク若泉)

貴職は本年3月13日、現在新規規制の適合性審査中の原子力発電所の中から、九州電力の川内原子力発電所を優先して審査すると表明しました。原子力規制委員会はその委員の構成に、原子力事業者の出身者が含まれているなど判断の独立性が著しく阻害される危険性が発足当初から指摘されています。福島第一原発事故の収束の目処も立たず、その事故原因の究明もなされぬまま、炉心溶融事故の徹底防止ではなく再発容認を前提にした規制基準（世界一厳しい基準）を元に審査し、再稼働への道を開くことは科学技術の歴史に汚点を残すことです。貴職の判定の結果、多くの人命が危険にさらされる可能性があることを認識してください。

奇しくも、推進側である斑目元原子力安全委員長からも「規制委に専門家がない」「緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）は相変わらず原発の近くにある。今事故が起こったとして、対応できるとは思えない」と指摘（2014.3.6産経ニュースweb）されており、「世界一厳しい基準」と豪語するなら、貴職は、この身内と言ってよい斑目氏の発言や以下に列挙する規制基準の問題点に反論し、疑問を払拭して身の証を立てなければなりません。非科学的な評価を続ける貴職は、現在審査中の全原発の審査を即座に中止し、辞職すべきです。

以下、具体的に規制基準の問題点を列挙します。

1) **基準地震動の問題**：基準地震動についてはいくつかの市民団体が問題点を指摘しています。たとえば、本年3月18日に行われた、原子力規制庁と交渉した若狭ネットの長沢啓行氏（大阪府立大学名誉教授・生産管理システム）の指摘があります。基準地震動の評価をその方法から全面的に見直してください。

・原発の地震動の評価は「耐専スペクトル（観測記録に基づき地震規模と距離から地震動の応答スペクトルを推定する方法）」「断層モデル（震源断層を長方形で表し、小断層に分けて破壊伝播に伴って発生する地震波をコンピュータで足し合わせシミュレーション計算する方法）」の2種類で行なわれているが、前者には、最近約20年間に収集された国内地震観測記録が反映されていない（国内では、2008

年の岩手・宮城内陸地震 M7.2 において、地下で 1000 ガルを越える地震動が観測されている) という問題、後者は、モデル作成の元データが北米中心の地震データであり、国内の活断層による地震(内陸地殻内地震)を過小評価しているという問題(国内と海外では断層の平均幅が大きく異なるため、断層面積と地震規模が大きく食い違ってくる)がある。

関西電力の大飯原発・高浜原発の断層モデルは、耐専スペクトルの 1/2~1/3 に過小評価されている。高浜原発に関しては、活断層の距離が少し離れているため耐専スペクトルと断層モデルの両方で評価し、大飯原発については「震源断層と距離が近すぎるため」耐専スペクトルは適用範囲外として評価していない。耐専スペクトルで評価すれば「F O-A~F O-B断層」で約 800 ガル、「F O-A~F O-B断層と熊川断層の連動」では 1000 ガル以上となり、「地震動が大きくなり過ぎる」ことを関西電力は恐れているのではないか。大飯も高浜の場合も、耐専スペクトルを適用するか、断層モデルの過小評価を改めれば、基準地震動が「クリフェッジ(炉心溶融に至るギリギリの地震動を表す)」を超える可能性が高い。

本年 5 月 9 日に関西電力は、「基準地震動」を大飯原発 3、4 号機で現行の 700 ガルの Ss-1 に 856 ガルの地震波形を追加し、高浜原発 3、4 号機で Ss-1 を 550 ガルから 700 ガルに引き上げて 700 ガル未満の地震波形を追加する方針を示したが、上記評価の背景を踏まえれば過小評価を繰り返していることは明白である。

耐専スペクトルや断層モデルを最近 20 年間の国内地震観測記録で再構築し、地震動評価のやり直しをすることが科学的にも正当な議論である。さらに、評価された地震動は、「倍半分」のバラツキ(偶然変動)を考慮し、2 倍程度の余裕を満たさなければ「世界一厳しい基準」とは言えない。なお、旧原子力安全委員会は 10 年 3 月、耐専スペクトルが震源断層直上でも適用可能だと確認しているとのこと。

断層モデルが耐専スペクトルの 1/2~1/3 に過小評価されているのは、川内原発も同じであり、「震源断層と距離が近すぎるため」耐専スペクトルは適用範囲外としているのは、四国電力の伊方原発についても同じである。電力会社の基準地震動評価は現時点で、**すべて、方法から見直すべき**である。

2) **原子力災害対策指針の問題**：福島第一原発事故を踏まえれば、現状の原子力災害対策指針は現実的ではない。以下の見直しをお願いします。

- ・ UPZ(緊急時防護措置準備区域)は少なくとも 60 キロ圏以上に拡大すべきである。

チェルノブイリ原発事故では、250 ㏸はなれた自治体でも居住不能となった 30 ㏸圏と同等の高レベルの汚染地帯が広がっている。また 60 ㏸離れた福島県の飯館村は全村避難を余儀なくされている。民間による放射性物質の拡散予測(環境経済研究所によればメルトダウンから数時間で 30 キロに放射性物質が到達する可能性も指摘/本年 3 月 13 日放映 テレビ朝日「モーニングバード!」)も踏まえ、住民に被曝をさせないように見直すべきである。

- ・ OIL(運用上の介入レベル)の線量が高すぎる。

OIL1(500 μ Sv/時 ※平時の 8,900 倍) OIL2(20 μ Sv/時 ※平時の 360 倍)など、放射線被曝と健康被害の関係を考えれば、被曝をさせないように避難をすべきである。法令による公衆の年間被曝線量限度は 1mSv であり、福島事故が起きたからと言ってその基準を変える合理的な理由がない。この OIL を撤廃し、年間 1mSv 以下にすべきである。